

2024年1月10日

〒110-8546

東京都台東区上野1丁目15番3号

株式会社ナガホリ

代表取締役社長 長堀 慶太 殿

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7-1

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

TEL:03-6441-2760

FAX:03-6441-2761

リ・ジェネレーション株式会社

代理人 弁護士 戸田 裕典

同 弁護士 鈴木 多門

同 弁護士 岡野 佑紀

会計帳簿等閲覧謄写請求書

当職らは、貴社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、会社法433条1項に基づき、貴社に対し、下記のとおり、貴社の会計帳簿及びこれに関する資料（以下「会計帳簿等」といいます。）の閲覧及び謄写の請求（以下「本閲覧謄写請求」といいます。）をいたします。

記

貴社は、一昨年来、当社との質問状および回答書等の書面におけるやり取りにおいて、貴社100%子会社である株式会社仲庭時計店（以下、単に「仲庭時計店」といいます。）において発生した不祥事に纏わる情報、および、2023年3月期以降、特別損失として計上されたアドバイザー費用に纏わる情報について、極めて消極的かつ不誠実な情報開示ないし回答に終始していることが認められます。

その点、本書末尾に＜参考＞として示した各会計数値のとおり、上記各事象は、いずれも貴社（グループ）の損益に与える影響が極めて重要であることは明白であり、当社のみならず、貴社の一般株主において重大な関心事であることは言うまでもありません。

それにもかかわらず、貴社は、独立監査人の監査を受けた上で、法令に従って有価証券報告書等を開示しているのだから、これ以上、開示の必要がない旨を繰り返すに留まり、当社からの上記要請を頑なに拒否し続けております。

そこで、当社は、以下の各理由により、貴社の会計帳簿等の閲覧及び謄写を求めます。

1 仲庭時計店との間の取引に関する事項

2014年8月19日付「株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」と題する貴社リリースによれば、貴社は、2014年9月1日に、仲庭時計店の全株式を取得し、同社を完全子会社化したとされております。また、上記リリースによれば、当該株式取得の目的として、貴社は、従前より同社へ宝飾品を販売する取引関係にあり、当該子会社化により更なる業容拡大等が期待できる旨説明されております。さらに、有価証券報告書等の開示資料によれば、2014年9月より貴社代表取締役である長堀慶太氏が同社の代表取締役に、また、2018年6月より貴社常務取締役である吾郷雅文氏が監査役に就任していることが認められます。

その一方、＜参考1＞のとおり、貴社では、上記買収から僅か3年余り経過した2018年3月期において、仲庭時計店に対する450,000千円もの多額の貸付残高及び-131,000千円もの多額の関係会社支援損が発生しております。さらにその後も貴社は、毎期、絶え間なく貸倒引当金や関係会社事業損失引当金の繰入に伴う損失計上を繰り返し、2023年3月期に至るまでの間、同社に関連する損失として合計522,510千円もの巨額の特別損失を累積することとなり、また、これにより当該事業年度期間における貴社の連結純損益も大幅に悪化しました。

その点、諸悪の根源は仲庭時計店における数々の不祥事にあるといえますが、貴社取締役には、その発生ないし損失拡大を適切に防止することができなかつたことにつき、親会社取締役としての子会社管理義務違反（善管注意義務違反）が存在したといえます。

そのため、当社は、外部株主を代表し、株主代表訴訟等の手段を通じて、仲庭時計店の役員を兼任していた長堀慶太氏及び吾郷雅文氏を含む当時の貴社役員に対し、上記義務違反に起因して貴社が被ることとなった全ての損害を賠償することを求めることを検討していますが、そのためには、貴社の会計帳簿等を閲覧謄写することにより、貴社と仲庭時計店の間における資金融通等の取引及び会計処理の内容を精査し、賠償請求可能額（損失額）を正確に把握する必要があります。

加えて、前記リリースによれば、買収当時（2013年7月期）の仲庭時計店の総資産は1,166百万円、純資産は271百万円、売上高は2,161百万円、営業利益は14百万円、経常利益及び当期純利益は共に僅か1百万円程に過ぎず、貴社から見れば大した規模ではない会社であったといえます。それにもかかわらず、貴社において、かような多額の貸付及び損失計上が行われること自体、（たとえ同社において複数の不祥事があつたにせよ、）不自然・不合理であると言わざるを得ません。しかも、

関連当事者取引に関する注記を見ても、ここ数年の間、貴社と仲庭時計店との間で、商品等の販売取引が行われた形跡が一切認められないことも極めて不自然です。

そして、仲庭時計店の不祥事に関する報道がなされる以前、当社から再三に亘り、情報開示及び説明を求める旨の要請があったにもかかわらず、貴社経営陣が不自然なまでに当該事実を隠蔽し続けていたことにも併せ鑑みれば、上記多額の貸付又は損失計上の一部として、およそ純粋な資金支援目的と呼べない不公正な取引又は損失隠しのための支出等が含まれていた可能性が十分に考えられます。

したがって、当社は、外部株主を代表として、貴社役員に対する損害賠償請求を行う前提として、貴社の会計帳簿等を閲覧謄写することにより、貴社と仲庭時計店の間における資金融通等の取引及び会計処理の内容を精査し、上記不公正な取引あるいは損失隠しのための支出の有無を確認する必要があります。

以上の理由により、当社は、別紙「会計帳簿等目録」の1に記載の各会計帳簿等の閲覧謄写を求めます。

2 アドバイザリー費用に関する事項

<参考2>のとおり、貴社は、2023年3月期以降、特別損失として巨額のアドバイザリー費用を計上しております。そして、有価証券報告書等の開示資料によれば、当該費用は、「当社株式の大規模買付行為等への対応等に係る費用」であると説明されております。

その点、貴社においては、現経営陣が無秩序に貴社の貴重な資金を自らの保身のために浪費することが常態化してしまっていると言わざるを得ませんが、その点を措くとしても、僅か1年余りの間に、貴社の利益の大半を吹き飛ばしてしまうほど巨額のアドバイザリー費用が計上されること自体、一見して不自然・不合理であると言わざるを得ません。すなわち、貴社経営陣は、支配権維持目的を錦の御旗に、自らの保身を図ることに執着して、一応必要と認められるものの不相当に高額であるもの、あるいは、そもそも本来会社に負担させるべきではない不必要な費用、例えば、当社らに対する不当な印象操作ないし現経営陣にとって不都合となる事実の隠蔽等を行うための業務委託費用等が多分に含まれている可能性、又は「大規模買付行為等への対応」とは一切関係のない損失等が混入している可能性が否定できません。

加えて、前記1のとおり、貴社経営陣は、子会社における不祥事及びそれに伴う多額の損失発生の事実を隠ぺいし続けていたこと、さらには、アドバイザリー費用の内訳等に関して、当社から再三に亘り、情報開示及び説明を求める旨の要請があったにもかかわらず、貴社が不自然なまでに頑なに当該事実を秘匿し続けていることにも併せ鑑みれば、公にすることが憚られる不正な目的で行われた支出ないし一切無関係な損失等が存在する可能性が高いと言えます。むしろ、そうでなければ、これ程までに巨額なアドバイザリー費用が計上されることはあり得ないと言っても過言ではありません。

そのような事実が認められた場合、当社は外部株主を代表し、株主代表訴訟等の手段を通じて、貴

社役員に対し、善管注意義務違反等に起因して、貴社が被ることとなった全ての損害を賠償することを求めざるを得ませんが、そのためには、貴社の会計帳簿等を閲覧謄写することにより、アドバイザー費用の内訳及び宛先並びに各支出の目的及び内容を精査し、賠償請求可能額（損失額）を正確に把握する必要があります。

以上の理由により、当社は、別紙「会計帳簿等目録」の2に記載の各会計帳簿等の閲覧謄写を求めます。

3 その他

仮に、貴社が任意に本閲覧謄写請求に応じない場合、当社としては、裁判所に対し、本閲覧謄写請求に係る仮処分命令の申立等の法的措置を講じることとなりますので、あらかじめお含みおきいただき、任意かつ速やかに本閲覧謄写請求に応じていただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

また、当社は、可及的速やかに会計帳簿等の閲覧及び謄写を完了させることを希望いたしますので、貴社におかれましては、2024年1月17日までに、本閲覧謄写請求への対応につき当職ら宛てにご連絡いただければと存じます。

以上

(別紙)

会計帳簿等目録

1 仲庭時計店との取引関連

仲庭時計店に対する貸付金に関する取引及び同社に対する損失計上に関する取引の内容等を把握するための以下の会計帳簿等

- ① 2018年3月期から2023年3月期に係る総勘定元帳（仲庭時計店に関する仕訳が記帳されている全勘定科目）
- ② 上記仕訳に係る仕訳伝票
- ③ 上記仕訳の基礎となる契約書等（金銭消費貸借契約書、贈与等契約書、債権放棄通知書等の取引内容が分かるもの）の証憑書類

2 アドバイザリー費用関連

アドバイザリー費用の内訳及び宛先並びに各支出の目的及び内容等を正確に把握するための以下の会計帳簿等

- ① 2023年3月期及び2024年3月期に係る総勘定元帳（アドバイザリー費用の計上ないし支払に関する仕訳が記帳されている全勘定科目）
- ② 上記仕訳に係る仕訳伝票
- ③ 上記仕訳の基礎となる契約書（業務委託契約書、委任契約書等の業務内容が分かるもの）及び請求書等（請求書、業務内訳報告書等の具体的な支出額の算定根拠が分かるもの）の証憑書類

以上

<参考1：仲庭時計店に纏わる会計数値>

【2018年3月期】

長期貸付金	:	450,000 千円
関係会社支援損	:	-131,000 千円
貴社連結純損益	:	57,046 千円
(仲庭時計店の当期純損益)	:	154 千円)

【2019年3月期】

長期貸付金	:	314,000 千円 (返済-136,000 千円)
貸倒引当金	:	-157,000 千円 (繰入-157,000 千円)
貸倒引当金繰入額	:	-157,000 千円
貴社連結純損益	:	-133,590 千円
(仲庭時計店の当期純損益)	:	- 81,906 千円)

【2020年3月期】

長期貸付金	:	321,000 千円 (不明 7,000 千円)
貸倒引当金	:	-193,020 千円 (繰入-36,020 千円)
貸倒引当金繰入額	:	- 36,020 千円
貴社連結純損益	:	-104,530 千円
(仲庭時計店の当期純損益)	:	-119,754 千円)

【2021年3月期】

長期貸付金	:	381,000 千円 (不明 60,000 千円)
貸倒引当金	:	-316,300 千円 (繰入-123,280 千円)
貸倒引当金繰入額	:	-123,280 千円
貴社連結純損益	:	-331,577 千円
(仲庭時計店の当期純損益)	:	-123,211 千円)

【2022年3月期】

長期貸付金	:	361,000千円(不明-20,000千円)
貸倒引当金	:	-342,600千円(繰入-26,300千円)
貸倒引当金繰入額	:	-26,300千円
貴社連結純損益	:	163,921千円
(仲庭時計店の当期純損益)	:	-25,637千円)

【2023年3月期】

長期貸付金	:	361,000千円(-)
貸倒引当金	:	-361,000千円(繰入-18,400千円)
関係会社事業損失引当金	:	-30,510千円(繰入-30,510千円)
貸倒引当金繰入額	:	-18,400千円
関係会社事業損失引当金繰入額	:	-30,510千円
貴社連結純損益	:	60,777千円
(仲庭時計店の当期純損益)	:	-49,535千円)

<参考2:アドバイザー費用>

【2023年3月期】

アドバイザー費用	:	-357,773千円
貴社連結純損益	:	60,777千円

【2024年3月期】※第2四半期までの累計額

アドバイザー費用	:	-141,540千円
貴社連結純損益	:	192,372千円